

「JEAC4111-2003原子力発電所における安全のための品質保証規程」の実効的活動のためのワークショップ
 (平成19年度コース 講習会) [平成19年11月12日] 質問対応

No.	質問日	章項番号	質問	回答
1-1	H19.10.12	8.2.2内部監査 8.3不適合管理	内部監査で不適合が発見された場合、その処置は内部監査の一環でフォローアップするのではなく、不適合管理で処理するのが妥当なのか。 内部監査で発見した不適合と不適合管理の関係は、どの様に解釈すればよいのか。	JEAC4111では、内部監査で発見された不適合に対し、「8.3不適合管理(2)」に定める処置に準じて不適合を除去するとともに、「8.5.2是正処置」に基づき、発見された不適合の内容確認並びにその原因を除去するための処置を実施することになります。(JEAG4121 121頁の解説参照) なお、内部監査で発見された不適合は、内部監査または不適合管理の枠組みのどちらで処置してもよい。
2-1	H19.10.19	7.2.3 8.2.1	7.2.3「外部とのコミュニケーション」として、社会、国民とのコミュニケーションについて言及しているが、規制当局とのコミュニケーションについては触れていません。本来どうあるべきかを明確にして、QMSの共通プロセスとして取り込んでおく必要はないでしょうか。 また、8.2.1「原子力安全の達成」の項で、規制当局を国民の負託を受けた存在として記載されていますが、実態はこの通りなのでしょう。もし乖離があるならば、考えられる要因とその対処が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。	本項では、業務の実施に必要なコミュニケーションとして、原子力安全規制側との「原子力安全に関する情報」、「特別な検査に関する要求事項」、「規制側からのフィードバック」等に関するコミュニケーションなどを要求し、社会、地方自治体及び地元住民とのコミュニケーションについては、組織の自主的な取り組み事項としている。(JEAG4121 97頁の解説参照)また、実態として、規制当局が国民の負託を受けた存在かどうかについては、日本電気協会品質保証分科会として答える立場にはありません。
3-1	H19.10.25	全体	JEAC4111の適用組織について。 保安規定に定める狭義の保安組織について適用することが通例となっています。ところが、適用組織について、調達に係る部門等について関係を問われる場面も起きてきたり、元々ISO9001では、事務系部門も適用可能な前提になっています。 4.2文書に関し文書管理部門、7.4調達に関し資材調達部門、6.2人的資源に関し人事・教育部門、6.4作業環境に関し労働安全部門等の事務系部門について、本規格の適用組織を現状、どう定義づけるか、また、ISO9001運用との乖離について、JEAC4111としてどのような方向づけを考えているのかについて、ご教授願いたい。	ISO9001とJEAC4111では、組織の定義について相違はなく、考え方に乖離はありません。なお、保安規定における「含むべき組織の範囲」は、「品質保証計画に含むべき組織の範囲は、原子炉設置者をトップマネジメントとした当該発電所にかかる全ての組織とし、経営層、本店の原子力管理部門、発電所、その他保安関連部署を含まなければならない。」ことが要求されています。(JEAG4121 9~10頁の原子力安全・保安院通達参照)